特に、中央卸売市場については、生鮮食料品等の円滑な流通の確保に向けて中核的拠点としての役割を果たすことが期待されることから、早期に経営展望を策定するとともに、開設者は、施設の整備と維持管理、市場関係業者への指導監督にとどまらず、市場関係業者と一体となった市場運営に対する取組を行う。

また、経営展望で定めた基本戦略及び行動計画については、これを可能な範囲で生産者、実需者等へ開示するとともに、開設者や市場関係業者がそれぞれの立場で、あるいは相互に連携・協力しながら、着実に遂行し、あわせて、経営展望の実効性を高め、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、行動計画の遂行状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて経営展望の見直しに取り組むものとする。

なお、公設の卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入した上で、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うとともに、市場経営の体制をより機動的かつ効率的なものとすることに十分留意する。その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく事業管理者の活用や、公設地方卸売市場における開設者の第３セクター化も視野に入れて対応する。

第２　卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記１の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢の変化に対応し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化等が図られるよう、開設者の財政事情も勘案の上、次の事項に留意して行う。

１　中央卸売市場

⑴　中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。

⑵　現在の中央卸売市場の配置状況を踏まえ、大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割の分担の明確化を図った上で、地方卸売市場も含めた複数の卸売市場間における連携による効率的な流通ネットワークの構築に努めること。

その際、経営展望に即して、それぞれの地域における生鮮食料品等の流通の中核として、生産者や実需者のニーズに適切に対応した機能・役割の強化・高度化を図り、効率的な流通の確保を推進すること。

⑶　中央卸売市場（食肉卸売市場及び沖縄本島にある中央卸売市場を除く。⑷において同じ。）であって、次に掲げる指標のうち３以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと。なお、再編に取り組むべき卸売市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。

①　当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であって、当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域外への出荷割合が、

ア　青果物にあっては45％以上

イ　水産物にあっては60％以上

ウ　花きにあっては60％以上

である場合には、この限りでない。

②　当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア　青果物にあっては65,000トン未満

イ　水産物にあっては35,000トン未満

ウ　花きにあっては6,000万本相当未満

であること。

③　当該中央卸売市場における取扱数量が直近で３年間連続して減少し、かつ、３年前を基準年とする取扱数量の減少率が、

ア　青果物にあっては9.9％以上

イ　水産物にあっては15.7％以上

ウ　花きにあっては7.4％以上

であること。ただし、当該３年間において取扱金額が前年に比べて増加している年がある場合には、この限りでない。

④　以下のいずれかの要件に該当すること。

ア　当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で３年間連続して総務省で定める繰出しの基準を超えていること。

イ　当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で３年間連続して卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第51条第２項各号のいずれかに該当していること。

⑷　⑶に規定する再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置（以下「再編措置」という。）のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。その際、中央卸売市場としての機能強化等を図る観点から、再編措置のうち④については、①から③までのいずれに取り組むかを検討した上で、いずれも困難な場合に選択すること。また、再編措置（⑤のうち卸売市場の廃止を除く。）の内容を踏まえた構造改革的な戦略を構築するため、経営展望の策定又は見直しを行い、該当した指標に係る目標を含めた基本戦略及び目標達成に向けた市場関係者それぞれの行動計画を明確にし、それに基づき計画的に当該再編措置に取り組むこと。なお、⑶に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化等を図る観点から、経営展望の策定又は見直しを行いつつ、必要に応じて自主的な再編措置に取り組むことが望ましい。

①　市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）

②　他の卸売市場との統合による市場機能の集約

③　集荷・販売面における他の卸売市場との連携

④　地方卸売市場への転換

⑤　卸売市場の廃止その他市場流通の効率化

⑸　老朽化や過密・狭隘（あい）化の著しい中央卸売市場については、PFI（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）事業の活用等により、計画的に再整備を図ること。

２　地方卸売市場

⑴　地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、必要に応じて、都道府県卸売市場整備計画に、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等流通において重要な役割を担う特定の地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、経営展望を策定し、それに即して市場機能の強化等に取り組むもの（地域拠点市場）を定めること。その際、中央卸売市場が開設されていない都道府県においては、都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場を定め、また、地方卸売市場へ転換する中央卸売市場が所在する都道府県においては、地方卸売市場への転換後、当該卸売市場を地域拠点市場に位置付ける等により、地方卸売市場の適正な配置に向けた取組を推進することが望ましい。

⑵　地域拠点市場においては、次に掲げる措置のいずれかに取り組むことを基本としつつ、これらの措置に取り組むことが困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等に計画的に取り組むこと。

①　他の地方卸売市場との統合

②　他の卸売市場と連携した集荷・販売活動